

日本赤十字北海道看護大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2021年度>

<改善報告書検討実施年度：2025年度>

日本赤十字北海道看護大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、4点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

<改善に向けた大学全体の取り組み>

「自己点検評価委員会」が中心となり、本協会による改善課題・指摘事項の所管組織を選定し、所管組織では現場の実態に即した実効的な改善計画の策定に努めた。「自己点検評価委員会」は、改善計画の進捗状況の確認と効果の検証を行い、「内部質保証委員会」に報告することでPDCAサイクルに基づいて組織的かつ計画的に改善を推進している。また、「自己点検評価委員会」及び「内部質保証委員会」が定期的に改善状況を確認して評価している。そして、課題改善の結果は、必要に応じて「経営会議」を経たうえで、さまざまな施策の決定にもつながってきた。なお、内部質保証に取り組むにあたって、複数の会議体が役割分担しつつも一体となって取り組む体制とすることで、学内全体に質保証の意識を浸透させ、教育研究活動の質的向上と組織運営の透明性・説明責任を強化することも意図している。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、教育課程・学習成果における再履修の取り扱いの問題、大学院における学習成果の測定方法の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言（全文）	内部質保証の中心的な役割を担う組織として「内部質保証委員会」を設置しているものの、2019（令和元）年9月

日本赤十字北海道看護大学

		<p>以降、同委員会開催は不定期で、1年弱会議の開催がなかった状況も見受けられるほか、実態としては学内における諸課題への対応は「経営会議」や該当委員会又は学長のマネジメントにより遂行されており、内部質保証体制のもとでのマネジメントが行われているとはいいがたいため改善が求められる。</p>
	検討所見	<p>内部質保証の中心的な役割を担う組織である「内部質保証委員会」が、2019年9月以降不定期開催であり、また学内の諸課題対応は「経営会議」や該当委員会又は学長主導で行うことで「内部質保証委員会」の機能が曖昧化していた問題に対し、まず同委員会の開催を定例開催とし、加えて必要に応じて随時開催するものとした。同委員会の議事録には、毎回「次回の内部質保証委員会は必要に応じて開催する」と記載され、定例性があるか疑問の余地もあるが、実態としては2023年度及び2024年度はそれぞれ4回開催されており定例性があると確認できる。</p> <p>「内部質保証委員会」の権限としても、「自己点検評価委員会」の取りまとめた点検・評価結果をもとに、改善検討を全学に通達するものとし、2024年度におけるその運用実態も確認できる。また、「内部質保証委員会」を意思決定補助機関として位置づけて「経営会議」との役割を相対的に区分し、教育・研究等の質保証事項の所掌組織であることを明確にしている。</p> <p>以上のことから、問題事項については改善したと認められる。</p>
No.	種別	内容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	看護学研究科修士課程では教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
	検討所見	看護学研究科修士課程の新たな教育課程の編成・実施の方針は、教育方法及び教育評価の項目を設定しており、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示しているため、改善が認められる。

日本赤十字北海道看護大学

No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	単位を修得できなかった科目について、翌年度以降の授業の出席要件を満たすことなく試験への合格のみで単位を認定することは適切ではない。単位制度の趣旨に照らして、改善が求められる。
	検討所見	再履修の取り扱いについて、「再履修における特例的な措置」を廃止し、2022年度より、再履修科目においても3分の2以上の出席を満たすことを原則とした。他の履修科目との時間割上の重複により授業出席が困難な日程がある場合は、所定の期間内に履修計画を提出のうえ出席できない時間数分は、教員が別日程で個別対応を行うこととしている。ただし、再履修が必要な科目の内容によっては、教育の質の担保について懸念があるため、さらなる改善が求められる。
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	学部及び修士課程においてアセスメント・ポリシーを作成しているものの、各学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明確であることから、改善が求められる。また、博士課程においては、アセスメント・ポリシーの作成に至っていないため、学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係性を明確にしたうえで、学習成果の把握・評価に取り組むことが求められる。
	検討所見	学部では、新たに「アセスメントプラン評価項目」を策定し、同評価項目に沿って学習成果の測定を行うとともに、アンケートにおいても学習成果を測定しており、改善が認められる。 一方、修士課程では、新たに「アセスメントプラン評価項目」を策定し、同評価項目に沿って学習成果の測定を行っているものの、同評価項目に示された学習成果の測定方

日本赤十字北海道看護大学

		<p>法と学位授与方針に示した学習成果との連関が明確でないため、改善が求められる。</p> <p>また、博士課程においては、2022 年度より新たに「共同看護学専攻アセスメントプラン（学習成果の評価の方針）」を作成し、2023 年度点検評価より運用を開始しているものの、同プラン中の評価項目に示された学習成果の測定方法と学位授与方針に示した学習成果との連関が明確でないため、改善が求められる。</p>
--	--	--

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	有 (改善課題)	○
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	有	×

以上